

第7次青梅市総合長期計画策定方針

この方針は、第7次青梅市総合長期計画（以下「第7次長期計画」という。）を策定するために、基本的な方針について定めるものである。

1 基本事項

第6次青梅市総合長期計画（以下「第6次長期計画」という。）基本構想は、まちづくりの基本理念を「豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち」、「人と人の心のふれあいがあるまち」、「安全で安心して暮らせるまち」とし、平成25年度から令和4年度までの10年間を計画期間としている。

この基本構想は、「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅－ゆめ・うめ・おうめ－」を将来都市像に掲げ、その達成に向けては、10の基本方向を柱として、まちづくりの推進を図っている。

令和5年度を初年度とする第7次長期計画については、第6次長期計画の基本的方向とその進捗状況を踏まえつつ、社会情勢、経済動向、地域の実情およびSDGsの視点を十分に踏まえ、市政運営の継続と改革の調和のもと、持続可能な地域を実現するための青梅市の最上位に位置付ける総合的な計画として策定する。

第7次長期計画の策定に際しては、これからの青梅市のあり方について、市民や事業者からの意見を聴取する機会を多く設けるなど、民意の反映に努めるとともに、計画策定の各段階で、青梅市総合長期計画策定本部会議等の庁内組織により職員が積極的に参加し取り組むものとする。

また、第7次長期計画の内容は、多様な主体との連携を見据え、わかりやすい内容を心がけるとともに、誰もが実施状況を把握しやすいものを目指すこととする。

2 第7次長期計画の構成

(1) 計画期間

令和5年度から10年間とする。

(2) 基本構想

令和5年度を初年度とし、10年後を展望した青梅市の将来像、基本理念、

基本方向を明らかにする。

(3) 基本計画

基本構想における基本方向にもとづき、各施策分野の現状を捉え、主要な基本施策についてその方向性や内容等の概要を示し、施策の推進を図るため、第7次長期計画を前期5か年、後期5か年に分け、それぞれ基本計画を策定する。

また、従前、別の計画としていた、「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本計画の一部として位置づける。

(4) 実施計画

基本構想の実現に向け、基本計画で示す施策の概要に沿って、具体的な事業内容や目標値などを示し、着実に施策の具現化を図るための指針として策定する。

事務事業評価等を活用した検証および見直し方法について、実効性の高い手法を確立する。

3 第7次長期計画策定体制

次の方法により、第7次長期計画の策定を進める。

(1) 青梅市総合長期計画審議会(以下「審議会」という。)

市長の諮問に応じて、第7次長期計画の基本構想および基本計画に関する事項について調査審議し答申するため、審議会を開催する。

(2) 青梅市総合長期計画策定本部会議

第7次長期計画の策定に向け、経営会議の構成員を中心に組織する。また、必要に応じて個別事項を処理する部会等を設置する。

4 市議会への対応

第7次長期計画の策定過程において、適時市議会に報告を行うとともに、意見を伺う。

5 民意の反映

次の分類を原則とし、広く市民や事業者からの意見を聴取する。

(1) 地域からの意見・提案

- (2) 子育て世代からの意見・提案
- (3) 子どもからの意見・提案
- (4) SNS 等を活用した市民や事業者からの意見・提案
- (5) ワークショップの開催
- (6) 市政総合世論調査
- (7) パブリックコメント

6 第7次長期計画策定時期

令和5年3月に計画を策定する。